

# みんなくりポジトリ

国立民族学博物館学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

## Paddy Fields and Complementary Occupations : Economic Life in a Central Javanese Village

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2010-02-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 関本, 照夫 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.15021/00004523">https://doi.org/10.15021/00004523</a>

## 二者関係と経済取引

—中部ジャワ村落経済生活の研究—

関 本 照 夫\*

Paddy Fields and Complementary Occupations: Economic Life  
in a Central Javanese Village

Teruo SEKIMOTO

This case study of economic life in a rice-growing village in Surakarta region of Central Java, is based on field data obtained in 1975 and in 1978-79. The object of this article is to present a brief general view of village economic life, preliminary to further study of the meaning of labor and wealth in rural Javanese daily life. For this purpose, simple statistical approach is used here, but, unlike that of an agro-economic survey, the method used here focuses on an analysis of family life and inheritance customs to elucidate the social implications of quantitative data. Based on a study of each household's economic standing, following current characteristics of a Javanese village emerge:

1. The right to cultivate paddy fields is commercialized through the prevailing cash rent system, thus enabling a limited number of rich farmers to increase their cultivated area and profits;

2. Though nearly half the paddy field owners are non-cultivating landlords, most are retired farmers who make a living by renting out their small paddy field, sometimes even to their own children. Some tenant farmers, on the other hand, are waiting to inherit a paddy field at some time in the future;

3. Though the present modal size of paddy per household is 0.5 ha, it is tending to decrease to 0.1-0.2 ha under the current practice of equal inheritance. Besides general population pressure several other conditions ensure a strong claim to the equal inheritance of paddy fields, e.g.; rising incomes from paddy agriculture as a consequence of the Green Revolution;

---

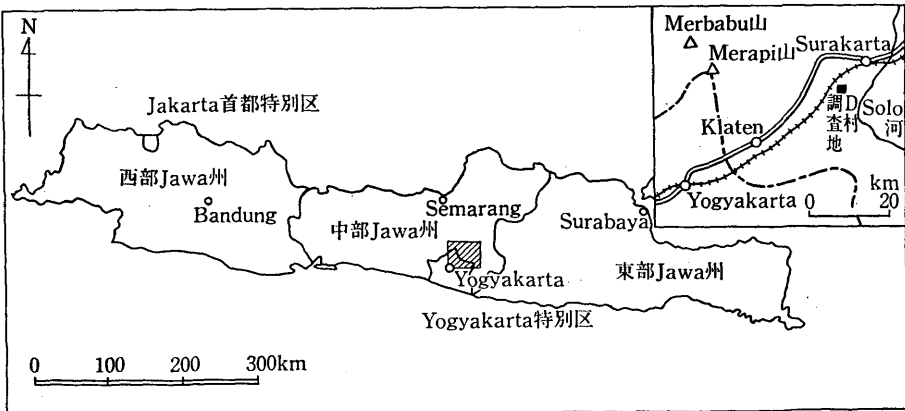
\* 国立民族学博物館第2研究部

4. Non-agricultural sideline jobs are pursued by almost all households, ranging from those large scale farmers to share-cropping tenants. Nineteen of the total of seventy-seven households earn their living by non-agricultural jobs alone. Such households are often wealthier than small-scale paddy field owners. Village youth clearly dislike agricultural labor and seek non-agricultural jobs, especially in the cities. A socio-economic study of Javanese rural society must deal with more than just agriculture, but must include other phenomena, such as, *inter alia*, the effect of pre-modern, rural, non-agricultural jobs in the tertiary sector (trade and service); rural-urban economic interaction; and psychological attraction of city for village youth.

はじめに	IV. 家族関係と相続慣行
I. transaction と incorporation	V. 兼業の構造
II. 水田の所有と貸借	おわりに
III. 水田貸借と家族関係	

### はじめに

本論は、中部ジャワ、スラカルタ地方一村落の経済生活について概観をあたえ、その背景となっている社会関係の特徴を考察するものである。



ジャワ全図

筆者は、ここにとりあげる D 村において過去 2 回の調査をおこない<sup>1)</sup>、農業を中心とした経済生活については、すでに「農業をめぐる人のカテゴリーと相互関係」[1978]として発表している。そのなかでは、地域の地理的、経済的、歴史的特徴が広く記述され、また水田と農耕をめぐる社会関係を、限定的・非持続的・選択的な二者間契約の累積としてとらえる視点が、提示されている。本論は、その続編をなすものであり、D 村を構成する 10 個の集落のひとつである D 集落に対象を限定し、第二回目の調査の最初の 2 カ月間、質問表を中心としておこなったインタビュー<sup>2)</sup>の結果をもとに、基礎的事実を定量的に整理しつつ考察をすすめる。

本論で初歩的な統計的方法を多用するのは、ジャワ人社会の、しばしば原子的・非組織的と特徴づけられる性質<sup>3)</sup>の故である。つまりこの社会では、個々の事例ごとの多様性がいちじるしく、東アジアやインド社会についておこなわれるような、代表的な事例の分析により全体的構造を浮かび上がらせる方法は適用がむずかしい。したがって規範的制度ではなく統計的傾向性が、より明瞭に基礎的事実を示すのである。こうした方法を前提としながら、経済生活における個人的二者間取引の構造を簡明にしめすのが本論の目的である。

## I. transaction と incorporation

Barth は、Radcliffe-Brown 流の構造機能主義にたいして社会的プロセスの生成モデルを提起した挑戦的な小著 *Models of Social Organization* において、incorporation と transaction の対立的概念による相互行為の分析を提示している。transaction は「互酬性 (reciprocity) によって一貫して支配された相互行為の連鎖」と規定される。一方 incorporation の関係内部においては、関与者が総体としてなにをうるかが問題

1) D 村での第一回調査は 1975 年 6 月～12 月の 7 カ月間、ハーヴァード大学イェンチン研究所の財政的援助をえて単独でおこなった。第二回調査は 1978 年 8 月～1979 年 4 月の 9 カ月間、トヨタ財団助成研究「稲作村落の国際比較 (代表 口羽益生教授)」およびユネスコ東アジア文化研究センター研究プロジェクト「年中行事とライフ・サイクル (代表中根千枝教授)」の一環として、やはり単独でおこなった。上記の共同研究「稲作村落の国際比較」の成果はすでに公刊されており [KUCHIBA and BAUZON 1979]、本論は筆者がそのなかに発表した報告 [SEKIMOTO 1979] を発展させたものである。

2) 質問表は、注 1) にふれた共同研究「稲作村落の国際比較」の一環として口羽教授を中心に英文で作成され、筆者はこれに手を加えてもちいた。このインタビューはジャワ語でおこない、当初は Gajah Mada 大学学生 Yulihartono 氏が筆者のインドネシア語と村人のジャワ語との間の通訳となり、のちには筆者のジャワ語を傍から助けた。なお第二回調査の際には、このほかにも Indonesia 大学文学部人類学科学学生 Sudhana Astika, Surakarta Sebelas Maret 大学学生 Sudarto, 同 Djarot Srijanto の各氏がそれぞれ短期間 D 村に滞在し調査を助けてくれた。

3) たとえば Geertz [1963a: 28ff.], Siegel [1969: 200n.] など。

であり、内部の相互関係は互酬性の原理に支配されるものではない。関与者総体は一個の単位を成して、他の個人ないし集団と transaction をおこなう[BARTH 1966 : 4]。

このように incorporation と transaction は相互行為をおこなう単位の内部関係と対外関係にそれぞれ対応するもので、論理的には、他の条件を一定として、諸単位が小さく細分化されるほど transaction の総量が増加し、また transaction 分析が包みこむ領域は拡がりを増すといえることができる。本論で考察されるテーマは、多数の微細な経済的 transaction である。ジャワにおいてそれが多数で微細なのは、経済行為の単位がきわめて小さく細分化されているからである。さきにもべたジャワ人社会の原子性、非組織性なる事態は、incorporate な関係で内部が秩序づけられる経済行為の大きな単位が存在せず、微細な、多くの場合個人にまで還元される小単位間の transaction が卓越していることと、より体系的に把握することができる。

以上に一般的にのべたことの理解のため好適なモデルは、スラカルタ地方に多数存在する中小のバス運送業の例に求められる。D村の経済生活にふれる前に、本章ではまず、このモデルを提示し、予備的な考察をおこなう。なお、Barth のいう transaction 概念は経済的取引に限られるものではないが、本論のテーマはその点に限定されているので、以下では便宜上 transaction の訳語として「取引」をもちいる。

人口密度が極度に高いジャワでは、バス運送業が良く発達している。スラカルタ地方にも多数の小さなバス会社があり、数十人乗りの大型バスや、バン型の小型トラックに座席を並べたものが、さまざまなルートを走って旅客を運んでいる。これらのバス会社の経営の実態は、われわれが会社ということばで理解するものと大きく異なっている。会社の社長にあたるバスの所有者は、運転手、車掌を雇用してバス運行の全過程を掌握・管理することはしない。そのかわりにかれは、個々の運転手と日ごとの車両賃貸契約を結ぶ。したがって収支をふくむ実際のバス運行の責任は運転手が担うことになる。かれは自分でパートナーたる車掌をさがし収入の分配について契約を結ぶ。さらに運転手、車掌それぞれは知り合いの少年を助手としてバスに乗りこませ、約束にしたがって労賃をあたえる。バス所有者と運転手の関係は基本的に日ごとに車両を貸借する契約関係であり、数日で解消するか長期化するかは、この両者間のパーソナルな事情に規定される。運転手と車掌以下のパートナーとの関係についても、この点は同様である。

保有車両が少なければ、バス所有者はたった一人で車両賃貸業務をおこなう。車両が多くなると、運転手への日々の配車、賃貸料の徴集などのため数名の事務員を雇うことになるが、それ以上に会社組織が発達することはない。

現在の日本であれば単一の incorporation によって担われるバス運送業が、上記の例では、それぞれ独立した経済行為の単位である諸個人間に結ばれた二者間経済取引の連鎖によって実現されることになる。企業という集団の内部構造の分析が、独立した単位間の取引の分析に置き換えられるのである。

以上のようなバス運送業の運営方式は、関与する各個人に高い自由をあたえ、同時に不安定性を帰結する。バス所有者は、人事・収支・運行の全過程に責任を負うものでないから、他のしごとに時間をさく余裕をもつ。運転手以下の人びとは、容易に二者間契約の相手をかえたり、職種を変えることができる。反対にバス所有者は、保有車両数に応じた賃貸料を手にするのみで、企業努力により利潤を増し事業を拡大再生産していくには困難が多い。賃貸料を歩合制にすれば、運転手に売り上げを過小に報告され過小な収入しかえられないことが多いので、日決め定額制をとらざるをえない。すると運転手が走行距離を高め乗客を増して収入を増した分だけ、バス所有者には車両のより速い消耗という損失が帰ってくることになる。両者の利害が単一の企業内の共同行為として一致することは難しい。また運転手以下の人びとにとって、ひとつの職場、ひとつの職種にしばられない自由さが、同時に大きな不安定性を意味することはいうまでもない。

こうして経済行為の当事者すべてにとって、資本投下先や労働の場を同時に複数もったり、たえず変更することが必須になる。小さな単位間の多数の微細な取引によって維持される経済システムは、関与する各個人が広い社会的ネットワークをもち、構造的不安定性がもたらす予期しえぬ危険に対処する複数の可能性を用意することによって、維持される。資本家にとってもまた労働者にとっても、一所一業に専念し、そのなかの incorporate な関係に身をゆだねるのは、ありえない危険なことなのである。

以上に類似した例は日本でも中小のトラック運送業などにある程度見いだされる。またこうしたことは、企業経営のあり方という限りで、経済発展の遅れた地域における経済の全体的不安定性の帰結として説明できるものでもあろう。バス運送業の例をここにひいたのは、それが、本論の主題である村落経済生活の分析に、簡明で適切なモデルを与えるからであり、そのこと自体の実態的分析のためではない。一個の経済活動の全体が、incorporate な内部秩序をもつ単一の大きな単位に担われるのではなく、細分された単位相互の二者間経済取引の連鎖によって実現されること、経済活動をおこなう個人々が incorporate な関係のなかにみずからを固定するのではなく、社会的ネットワークの機能に依拠して、兼業と職種移動の可能性をたえず用意していること、この二点が以下に考察する村落経済生活の多様な諸現象のなかに体系的に一貫し

ている特徴である。

## Ⅱ. 水田の所有と貸借

本章では、D 集落<sup>4)</sup>における水田の所有と利用の形態を分析するのだが、そこで特徴的なのは、水田所有経営者相互間の水田貸借がさかんにおこなわれていること、零細な水田所有者のなかに、水田の総てを貸出しているものが多いことである。こうしたことは、家族労働力を主体とした自作農家、あるいは地主——小作制といった日本の伝統的農業経営形態についての常識の延長では、およそ理解できない。上記の水田をめぐる経済的取引の性質を知ることが、本章および次章の課題となる。

表1に見るように、水田を所有する世帯、および水田を所有しないが、いくつかの異なる形態で水田を借入れて水稻耕作を営む世帯（以下ではこれを非所有経営世帯とよぶ）の合計は、41世帯、53.3%である。そしてそのうち25世帯が村の内外に水田を所有している<sup>5)</sup>。合計所有面積は15 ha 1610 m<sup>2</sup>であり、世帯あたり平均所有面積は0.61 ha となる。また表2に世帯別水田所有規模の分布をみると、水田所有世帯の半数以上にあたる14世帯が、ちょうど0.5 ha（水田2枚）を所有している<sup>6)</sup>。単純平均

表1 D 集落におけるタイプ別世帯数  
(筆者の戸別調査による)

タイプ別	世帯数	小計
水田所有経営世帯	13世帯 (16.9)%	25世帯 (32.5)
〃 非経営世帯	12 (15.6)	
水田非所有経営世帯	16 <sup>1)</sup> (20.8)	16 <sup>1)</sup> (20.8)
その他の世帯		
農業労働を主とするもの	5 (6.5)	36 (46.8)
農業労働を副とするもの	12 (15.6)	
非農業	19 (24.7)	
計	77	77

<sup>1)</sup> このなかには、水田0.12haをきょうだいより無償で借入、他人に賃貸している1世帯をふくむもので、実際農業経営にあたっているのは15世帯である。

4) 村 (kelurahan) とそれを構成する集落 (dukuh) との関係については、筆者の別稿 [1976: 462-465] 参照。

5) 内2世帯は村役人として職田 (sawah lungguh) をそれぞれ1.8 ha と0.75 ha 保有しており、私有水田はもたない。職田については筆者の別稿 [1978: 369-370] に詳しい。本論では職田保有も水田所有の一形態とみなし議論を進める。

6) このことには歴史的背景がある。この点もふくめD村の過去70年ほどの歴史は筆者の別稿 [1978: 363-370] に論じられている。

表2 世帯別水田所有規模の分布  
(筆者の戸別調査による)

所有規模	所有経営世帯	所有非経営世帯	小計
1.75~1.80 ha	2 世帯	0 世帯	2 世帯
1.5	1	0	1
1.0	1	0	1
0.75	1	0	1
0.5	6	8	14
0.25	1	4	5
0.12	1	0	1
計	13	12	25

0.61 ha, モード, 中間値で 0.5 ha という数値は, 国際的標準ではおそらく零細・狭小とみられるものだが, この地域の農業生産性の高さ [関本 1978: 359-360] を考慮すれば, 世帯の生計の維持にとってけっして過小とはいえず, また, 調査報告のえられるジャワの他地域と比較すれば, 規模はかならずしも小さくない<sup>7)</sup>。

しかし, 水田所有25世帯の農業経営への関り方を検討すると, ただちに冒頭に掲げた二つの注目すべき事実が浮かんでくる。第一は, 水田を総て貸出してしまい農業経営にあたらぬ世帯 (以下これを「所有非経営世帯」とよぶ) が約半数にのぼること, 第二は, みずから農業経営をおこなう世帯 (以下これを「所有経営世帯」とよぶ) のなかにも, 所有水田の一部を貸出すものが多く, 世帯別のモーダルな経営規模はさきに見た所有規模のモード 0.5 ha より小さいことである。

第一の事実, 多数の所有非経営世帯の存在は, ジャワ人社会の家族システム・相続慣行に関しており次章において論ずることとなる。本章では第二の点, すなわち所有経営世帯による水田貸出しについて検討する。表3に所有経営13世帯の水田所有・利用規模平均値を見ると奇妙な事実が見いだされる。すなわちかれらは平均値では, 0.78 ha を所有し, 0.48 ha を借入, 0.73 ha をみずから経営し, 0.53 ha を貸出している。なぜ所有面積と経営面積がほぼ一致し, 借入面積と貸出面積もほぼ一致するのだろうか。

平均値を見るのみでは, かれら所有経営世帯の内部でほぼ出入の等しい水田の貸借

7) Yogyakarta 地方のある水稲耕作村落についての Stoler [1975: 54] の報告では, 水田所有世帯の82%が 0.75 ha 以下という層に属し, その平均所有規模は 0.17 ha である。また同じ地方の別の水稲耕作村落についての Masri らの報告では, 水田所有世帯中 0.05 ha 以下のものが20%, 0.05-0.20 ha のものが54%をしめる [MASRI and PENNY 1976: 36]。さらに東部ジャワ, Malang 県一村落についての加納 [1979: 45] の報告では, サンプル70世帯のうち45世帯が耕地を所有するが, うち10世帯が 0.2 ha 未満, 11世帯が 0.2-0.4 ha の層に入る。



表3 D集落における世帯タイプ別水田所有・利用規模  
 3-a 世帯あたり平均

 (筆者の戸別調査による)  
 単位 ha

	所 有	借 入						経 営	貸 出				
		現 金 賃 借	serama 小 作	mertelu 小 作	merapat 小 作	近親よ り無償	借入計		現 金 賃 借	serama 小 作	merapat 小 作	近親へ 無 償	貸出計
所有経営世帯	0.78	0.40	0.03	0	0	0.05	0.48	0.73	0.25	0.05	0.15	0.08	0.53
所有非経営世帯	0.40	0	0	0	0	0	0	0	0.25	0.08	0	0.08	0.40
非所有経営世帯	0	0.15	0.08	0.03	0.10	0.03	0.35	0.35	0	0	0	0	0

3-b 水田総面積

単位 ha

	所 有	借 入						経 営	貸 出				
		現 金 賃 借	serama 小 作	mertelu 小 作	merapat 小 作	近親よ り無償	借入計		現 金 賃 借	serama 小 作	merapat 小 作	近親へ 無 償	貸出計
所有経営世帯	10.13	5.25	0.25	0	0	0.5	6.0	9.5	3.13	0.5	2.0	1.0	6.63
所有非経営世帯	5.0	0	0	0	0	0	0	0	3.0	1.0	0	1.0	5.0
非所有経営世帯	0	2.25	1.0	0.25	1.5	0.28	5.38	5.38	0	0	0	0	0
計	15.13	7.5	1.25	0.25	1.5	0.78	11.38	14.88	6.13	1.5	2.0	2.0	11.63

表4 D集落水田所有経営世帯一覧

(筆者の戸別調査による)

No.	世帯主 性別*1)	世帯主 年齢	配偶者 の有無*2)	世帯 員数	水田借入				水田貸出				農業外の職業		
					水田所 有規模	現金 借	serama 小作	近親より 無償借入	経営 規模	現金 貸	serama 小作	merapat 小作		近親へ 無償貸出	
1	M	47	M	7	1.8	ha	ha	ha	ha	0.9	ha	ha	ha	ha	村役場書記
2	M	53	M	9	1.75			(0.5)	1.5			0.75			雑貨店経営, 肥料・ 種苗販売
3	M	35	M	6	1.5	5.0			3.75	0.5†)		1.25	(1.0)		建築請負
4	M	50代	M	5	1.0				0.25	内0.25†) 0.5	0.25				建築労働
5	M	62	M	6	0.75				0.25	0.5					村役場宗務役, 学校 教師(息子)
6	M	39	M	8	0.5				0.5						布・衣料行商
7	M	66	M	4	0.5				0.25	0.25†)					
8	M	55	M	9	0.5				0.25	0.25					牛車ひき
9	M	52	M	8	0.5				0.25	0.25					収穫請負米商人
10	M	60代	M	3	0.5				0.5						牛車ひき
11	M	60代	M	5	0.5				0.5						
12	M	62	M	7	0.25			(0.25)	0.25		0.25				収穫請負米商人
13	M	57	M	4	0.12	0.25			0.37						大工, 占者

\*1) Mは男

\*2) Mは配偶者有り

水田貸借の数字にカッコを付したものは、親子間の貸借  
現金貸中 †) を付したものは国営タバコ農場への貸借

がおこなわれている理由はわからない。そこで表4の世帯別水田所有・借入・経営・貸出をしめす一覧表を検討してみよう。13世帯中、水田をなんらかの形で借入しているのは4世帯だが、そのうちの1世帯(No. 3)が、4世帯合計総借入面積6ha中5haを現金前払いで借入(*nyewa*)している。他の3世帯のうち2例は、将来相続予定の水田を親から、1例は無償で、他の1例は収穫折半の小作契約(*serama*)で借入し、残る1例は水田所有規模最小の世帯が現金前払賃借しているものである。

一方、13世帯中9世帯がなんらかの形で水田を貸出している。水田の所有や賃借契約は村境内でのみおこなわれるものではなく、多くの村にまたがって錯綜しており、現にD集落の水田所有者のなかで上記の大規模水田賃借者に自己の水田を貸出しているものはいないが、事態をモデル化するなら、ただ1世帯のみが、他の多くの水田所有者から大量に水田を賃借し、大規模な農業経営をおこなっているわけである。

表4にみられるように、この世帯は所有・賃借をあわせ6.5haを管理下におき、うち3.75haをみずから経営、他は小作、賃貸<sup>8)</sup>等にあてている。この例は、水田管理面積、経営面積ともぬきんでて大きなものである。最大規模の農業経営者が同時に最大規模の水田賃借者であるという例は、この地域に頻繁に見いだされる。この地域の主要な水田賃借形態である現金前払賃貸制においては、水田借入者の経済的地位が水田貸出者＝地主と同等か、より豊かであるのが、一般的傾向だからである。

Klaten—Solo 地域は1965年まで共産党系農民組織「インドネシア農民団」がもつ全国最強の根拠地であった。60年代前半には、この地域で「一方的行動(*aksi sepihak*)」とよばれる共産党系農民の実力耕地占拠が激発した。日本ではしばしばこの行動が、土地をもたない小作農による地主所有地の占拠と理解されている。だが、筆者がD村の人びとから聞くかぎりでは、所有する水田を前払い賃貸した「地主」が、契約期限以前に、賃借者から実力でとり返すのが主要な形態であった。つまり貧しい「地主」のラディカルな闘争だったのである<sup>9)</sup>。一般に経済的上位に立ち搾取するものという通念で理解されがちな「地主」という語彙を、ジャワについて用いるには十分な注意が必要とされる。収穫からえられる粗収入の35～40%に達する賃借料を前払いする賃借契約は、資金をもつものみに可能であり、余剰資金の投資形態としては、利潤率が高く安全なものである。

8) これは国営タバコ農場会社への水田の賃貸である。会社への賃貸は、村役場が一括して契約を結び、毎年水田所有者に交替で割りあてるもので、事実上強制に近い。したがって、一方で水田を賃借しつつ、同時に所有する水田の一部を賃貸することがありうる。

9) 1970年代に入って、グリーン・レボリューション下の農業生産性の向上の結果、水田賃貸料も高騰している。したがって現在の状況では生活に窮迫して水田の長期間賃貸を余儀なくされるような事態はあまり一般的とはいえない。

表5 D集落における世帯別水田経営規模分布  
(筆者の戸別調査による)

経営規模	所有経営世帯	非所有経営世帯	計
3.75 ha	1	0	1
1.5	1	0	1
0.7~1.0	1	3	4
0.5	3	1	4
0.2~0.4	7	7	14
0.1~0.2	0	2	2
0.1未満	0	2	2
計	13	15	28

つぎに、以上でふれた大規模借入・経営をおこなう1世帯を除き、他の12世帯の所有経営者にかぎって、水田利用形態の平均値をとると、所有0.72 ha、借入0.08 ha、経営0.48 ha、貸出0.32 haとなる。ほぼ伝統的世帯あたり耕作面積である0.5 haを経営し、他は貸出していることになる。

しかしこの数字はなお単純平均値にすぎない。表5に所有経営世帯の水田経営規模の分布を見ると、所有規模の分布よりはるかに偏りがはげしく、中間値で0.37 ha、モードで0.25 haと、上述の単純平均0.48 haという数値以上に経営規模が一般に零細であることがわかる。ここで先の表4において、各世帯の水田所有規模と経営規模の関係をみると、所有規模で上位3位までの1.5 ha以上を所有する世帯では、あきらかにより小規模の水田所有世帯より経営規模が大きい。しかし残る10世帯のあいだでは、所有規模との傾向的連関なしに、経営規模が0.25~0.5 haのあいだに分散している。したがって所有1 ha以下の大多数の世帯では、自己経営規模はほぼ0.5 haないしそれ以下であり、それ以上水田を所有していれば、また所有規模0.5 ha以下でも現金調達その他の必要のため事情に応じ、随時水田を貸出すという傾向を指摘できる。

水田貸借の背後にある社会的関係の性格に関しても、上記の上位3世帯と他の10世帯には相違が見いだされる。前者のうち2世帯は、それぞれ村内最大の雑貨店と建築請負業とを営み、現金調達のために水田を賃貸に出す必要がなく、水田貸出しは *merapat* という一種の小作契約によっている。これは種苗、肥料、農薬代の全額および田植え時の労賃の1/2を地主が負担し、収穫は現物ないし現金で地主3/4、小作人1/4の比で分けるもので、小作と常雇農業労働者の中間形態とみることができる。この形態の地主・小作関係は、かなり持続的であり、また弱い保護・従属関係がみられ

る。つまり、経済外の政治的関係を内包する<sup>10)</sup>。

一方、所有規模下位10世帯の水田貸出形態は、現金賃貸56%、*serama* 小作22%、事実上の強制である国営タバコ・エステートへの賃貸22%で、*merapat* 小作は見られない。*serama* 小作は、小作人が現金を前払いした上で（現金賃借の場合の賃借料の20～25%ほどの額）、収穫を折半するもので、地主・小作は親しい関係にあるが、保護・従属関係をふくむものではなく、しばしば非持続的である。したがって、この10世帯の水田貸出は、村びと同士の個人的政治的関係を内包しない、より経済的性格の強い行為である。

本論では便宜上「小作」という日本語をもちいているが、これは日本農業にかつて広汎に存在した小作のごとく、社会的・経済的な単一のカテゴリーをなすものではない。水田の経営・耕作をめぐる取引の柱は、水田現金賃貸制と日雇農業労働者の雇用にあり、*serama* と *merapat* はこの両極の中間に位置づけられる。*serama* は賃借料の前払いを伴う（次章にふれる親子間の *serama* 契約の場合、この支払いはしばしば免除される）。現金賃借をおこなっていたものが、あるシーズンにはたまたま資金が足りないので、*serama* にしてもらおうといった例もあるように、純粋な現金賃借と *serama* 契約の区別は相対的なものである。また *merapat* もつねに現物による分益小作の形態をとるのではなく、小作人の要望によっては、地主が収穫と処理・販売をおこない、粗収入の1/4を小作人に現金でわたすことがある。さきへのべたように農業労働者との区別は相対的である。

以上の分析から、この地域の水田所有者による農業経営に二つの特徴を指摘することができる。まず第一に、経営規模の大小に関りなく、多くの農業労働者をもちいること（この点は前稿で詳しく論じたので [関本 1978: 373 以下]、ここではくり返さない）。第二に、したがって農業経営の手間はいちじるしく軽減されるにもかかわらず、多くの所有経営者は、規模の零細な水田の一部を、さらに現金賃貸制によって貸出してしまう。

水田の現金賃貸制は過去にジャワでおこなわれていた水田の質入れ、あるいは水田の「期限つき売買」といわれるもの<sup>11)</sup>と相似しており、貸手の側の現金需要、借手の側の投資先を求める余剰資金の存在によって成立する村落部金融制度でもある。しかもこれは抵当流れや、期限がきても買い戻すことができずに水田を失ってしまう危険を伴わない巧妙な金融制度である。水田の貸出者は、個々の事例ごとの差はあっ

10) ただし一人の *merapat* 小作人は同時に二人以上の地主と契約関係にあることが多く、一人のパトロンと複数のクライアントによる閉ざされた集団は形成されない。

11) 水田質入れ制、期限つき売買については Pelzer [1945: 169-172]、森 [1969] 参照。

でも、基本的には貨幣経済下の貧困によって水田の貸出をつねに余儀なくされている存在ではない。水田所有者は、シーズンごとの収穫予想、米の時価、水田賃貸料の相場等を勘案しながら、現金の必要に応じて水田をみずから経営するか貸出するかをきめる。興味深いのは、水田の貸手・借手が固定せず、日常的対面関係にある同じ村の隣人たちに限定されないことである。人びとは広い社会的ネットワークをもち、そのなかに必要な時に水田を貸借できる潜在的取引相手を多数用意している。また水田所有者が容易に水田を貸出してしまうことが可能なのは、表4右欄「農業外の職業」に見るように、かれらの多くが農業外に別の生計手段をもつからである（この点はV章に詳述する）。農業のみにたよらず他の手段で、日々の生計費をえる可能性も用意しているがゆえに、娘の結婚、亡くなった親の千日目の法要、耐久消費財の購入など不時の出費に際し、水田を貸出して現金に換えても、ただちに毎日の暮らしに窮することにはならない。

こうした経済生活の様式は、I章にしめしたバス運送業モデルに見るバス所有者と類比しうる。とくに小規模なバス所有者の場合、もし他に有利なしごとがなければ自らバスを運転することもある。しかしかれらの常道は一台の車両を所有してみずから運転することから始めて、バス事業に専念しつつ拡大を図ることにはない。個々に契約した運転者にバスをまかせて、自らは別の業種にも手を広げていく。バス事業がうまく行かなければ、車両を売却して資本投下先を他に転ずる。経済学的観点から資本力の大小を論ずるなら、もちろんバス事業者と小規模な水田所有者との間には大きな隔りがある。だが、所有する水田にもっぱら依存し、incorporateな家族関係に依拠して家族労働力を中心に経営に専念する自作農家のモデルが、われわれが理解するバス会社のあり方に類比されるのにたいし、広いネットワークに依拠した二者間取引の連鎖のなかに農業をもその部分として組み入れてしまうD村の農業経営の特質は、スラカルタ地方におけるバス事業のモデルと類比しうるのである。D村の経済生活のなかで家族関係自体も二者間取引の連鎖とみなしうることは、以下のⅢ、Ⅳ章で論ずる。

### Ⅲ．水田貸借と家族関係

本章では、水田所有非経営世帯と、非所有経営世帯の水田貸出、借入形態を検討し、家族関係内部の経済取引の問題を論ずる。

さきに掲げた表1に見るように、水田所有25世帯のうち、農業経営をおこなわない

ものは12世帯にたつする。表3に見るように、所有経営世帯が平均0.78haの水田を所有するのにたいし、所有非経営世帯の平均は0.40haにすぎない。後者の大多数は水田を有償で貸出して現金ないし現物の賃借料をえているので、その限りで「地主」とよぶこともできる。しかしかれら所有非経営者は、日本農村の例にたとえるなら、農地解放前にあった小作人の上に君臨する豊かな「地主」ではなく、1970年代に増加した、他に主たる職業をもち大規模経営農家に水田を貸出す（請負耕作）零細水田所有者のようなものである。

なぜこのように零細な「地主」が多いのか。そのひとつの原因は、家族・相続慣行のうちを求めることができる。表6に見るように、所有経営世帯の世帯主年齢が50～60歳台に集中しているのにたいし、所有非経営世帯のそれは70歳台に顕著なピークをしめし、他方、非所有経営世帯のそれは40歳台にピークをもっている<sup>12)</sup>。

表6の各カテゴリーごとの世代指数をみてもわかるように、人びとは子どもが結婚するほどの年齢になってはじめて水田の所有経営者となり、さらに高令になると経営をやめて水田を貸出すという、ライフ・サイクルのパターンが浮かび上がってくる。

このことは、ジャワ人社会の家族・相続慣行から容易に理解しうる。D村周辺の村落地域の家族では、中根千枝の分類にいう無子残留型 [1977: 27] が統計的に優越し、観念上も望ましいものと考えられている。すなわち結婚した子は、多くの場合さしあたりいずれかの親と同居するが、やがてふつうは数年後に住居をえて独立する。したがって各世帯の家族構成は核家族型が多く、D集落77世帯のうち、核家族型とその欠

表6 D集落における世帯タイプ別家族構成  
(筆者の戸別調査による)

	世帯数	世帯主性別*1)	世帯主平均年齢	世帯主配偶者の有無*2)	平均世帯員数	世帯主世代指数平均*3)
所有経営世帯	13	100%	53.7	100%	6.2	2.7
所有非経営世帯	12	67	62.3	58	4.1	3.4
非所有経営世帯	16	87	40.3	100	5.5	2.2
農業労働を主とする世帯	5	80	54.0	100	4.0	2.6
農業労働を副とする世帯	12	67	49.6	67	5.6	2.7
非農業世帯	19	95	45.0	95	4.7	2.4

\*1) 世帯主が男子である例の百分比をしめす。

\*2) 世帯主が配偶者をもち同居している例の百分比をしめす。

\*3) 世帯主の子がすべて未婚……指数2  
世帯主の子に既婚者がいる……指数3  
世帯主の孫に既婚者がいる……指数4

12) 年齢の観念は、独立後行政によってもちこまれたもので、村びとの誰もが聞かれれば自分の年齢を答えるが、老人や貧しく学校に行かなかったものの場合、ごく大まかなものである。

損型をあわせると55世帯に達する。より複雑な構成をしめす世帯は、上記の若夫婦の一時的同居を除けば、世帯主夫婦のいずれかの老母、夫に死別・離別した姉妹など経済力の弱いものを抱えこんでいる例が多く、経済的に可能なかぎりは核家族形態をとる。

全子独立後、老人夫婦世帯は生計をいずれかの子と合一化せず、単独の家計をいとなむ。宅地・家屋・水田など主たる財産の相続は、名義人の死後はじめておこなわれるのがふつうであり、相続方式は男女をとわぬ全子への均分が原則である。したがって、相続人たる子どもたちは、結婚後長い年月を経て、親の死後ようやく水田を所有することになる。もちろんジャワ島内部に新たな耕地開墾の余地はないので、親がたまたま早死するか、あるいは、子に水田を分与したり買い与えうほど豊かである比較的稀な例を除き、30～40歳代のうちに水田を所有するのは難しい。

以上一般的にのべた水田の所有・利用形態とライフ・サイクル、家族サイクルの関りが、D集落における水田貸借をどこまで規定しているのか、以下ではさらに個別事例に即してより具体的に検討する。

まず所有非経営世帯の諸事例をみよう。表7の所有非経営12世帯の一覧をみると、世帯主が20～30代で子はすべて未婚という世帯が2例(No. 11, 12)ある。この場合

表7 D集落水田所有非経営世帯一覧 (筆者の戸別調査による)

No.	世帯主性別*1)	世帯主年齢	配偶者の有無*2)	世帯員数	水田所有規模	水田貸出			農業外の職業
						現金貸	serama小作	近親へ無償貸出	
1	F	70	W	1	0.5 ha	ha	ha	(0.5) ha	雑貨店
2	M	52	M	5	0.25	(0.25)			薬商人
3	M	70	M	2	0.5		(0.5)		
4	M	85	W	2	0.5	0.25		(0.25)	
5	M	70	W	1	0.5	0.25	(0.25)		
6	M	78	M	6	0.25	0.25			占師
7	F	75	W	1	0.5	0.25	0.25		
8	M	70	M	7	0.25	0.25†)			農業労働食物売り
9	F	50	W	2	0.5	0.5			
10	M	65	M	8	0.25	0.25			
11	M	37	M	8	0.5	0.25		0.25	建築労働
12	F	25	M	6	0.5	0.5 内0.25†)			牛車ひき(夫)

\*1) Mは男, Fは女

\*2) Mは配偶者有り, Wは配偶者無し

水田貸出の数字にカッコを付したものは、子への貸出  
現金貸貸中 †) を付したものは国営タバコ農場への貸貸



は前章にみた所有経営世帯との区別は相対的なものにすぎない。現在は水田をすべて貸出しているも、数シーズン後にはみずから経営するかもしれないからである。他の10世帯は、上述したライフ・サイクル上の所有非経営世帯とみなすことができる。この10世帯のうち3世帯(No. 1~3)が、所有する水田の全量を将来の相続予定者に貸出している。貸出形態は無償が1例、現金賃貸が1例、*serama*小作が1例である。また水田の1/2を相続予定者に貸出し、他の1/2を他人に賃貸している例が2世帯あり、相続予定者への貸出形態は1例が無償(No. 4)、1例が*serama*小作(No. 5)である。以上を除いた5世帯は水田の全部を他人に賃貸している。

結局水田の全部または一部を相続予定の子へ貸出している5例では、現金賃貸1例*serama*小作2例、無償2例となる。子が老いた親と同居して扶養する制度的慣行のないこの社会では、経営から退いた老人とその相続予定者たる子との間でも、水田の賃貸や小作という経済的契約が結ばれるのである。

では、他の5世帯の場合なぜ水田を相続予定者に貸出していないのだろうか。2例ではすべての子が都市に生活しており、1例では子が未婚の女子(同居)のみである。これらの場合、子が水田を借りて経営しない理由はあきらかである。他の1例は、まだ3人の未婚の子(男1、女2)と、夫と離別し2人の子をもつ娘とが同居しており、0.25 haにすぎない水田は生計のため賃貸に出す必要がある。既婚の娘2人の夫は、トラック助手、精米所労働者であり、義父から水田を賃借する資金はないし、*serama*小作をする意志もない。最後の1例では、水田0.25 haがすでに二男に譲られており、残る0.25 haを他の相続予定者3人(男1、女2)に貸出さないで他人に賃貸する明白な理由は見いだされない。

以上のことから、相続予定の子が親の住居から遠くないところに住み、農業経営の意志がある場合、親の水田の全部または一部を借りる可能性はかなり大きいといえよう。ただこれが実現するためには、さまざまの個別世帯ごとの事情が関っている。親に同居する子(未婚ないし夫と死別・離別したもの)がなく、世帯生計費が小さければ、相続者への貸出の可能性はつよまるし、子の側に親の水田を賃借する資金があれば、やはり貸出の可能性はつよまる。親子間水田賃借を規定する絶対的な条件は、親の側が自己の生計を独立して維持しうるかどうかにあり、子の生計や農業経営の意志への配慮は、そのつぎの副次的条件にすぎない。こうした親子関係の様式は、のちに第V章でふれる未婚同居子の親の農業経営への構造的無関心をも帰結する。農業を営むものの場合まで、生産活動における親子関係の非連続性がきわ立っている事実は、ジャワ人の家族と経済生活の理解の上で重要なことである。

表8 D集落水田非所有経営世帯一覧

(筆者の戸別調査による)

No.	世帯主 性別*1)	世帯主 年令	配偶者 の有無*2)	世帯 員数	水田経 営規模	水田借入					*3) その他	他 の 職 業
						現 金 借 借	serama 小 作	mertelu 小 作	merapat 小 作	近親より 無償借入		
1	M	28	M	3	1.0 ha	1.0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	衣類・食料行商(妻)
2	M	49	M	6	0.75	0.75						建築労働
3	M	40	M	4	0.25	0.25						牛車ひき, 農業労働(妻)
4	M	28	M	5	0.5	(0.25)		0.25				農業労働, 菓商(妻)
5	M	30	M	9	0.25		(0.25)					農業労働
6	M	35	M	5	0.25		(0.25)					食物売り
7	M	40	M	3	0.25		(0.25)					食物売り
8	M	35	M	8	0.25		(0.25)					農業労働, 飲物売り(妻)
9	F	35	M	5	0.12					(0.12)		食物売り, 農業労働
10	M	40	M	8	1.0				1.0			輪タク運転, 農業労働
11	M	55	M	3	0.25				0.25			農業労働
12	M	55	M	4	0.25				0.25			食物売り, 農業労働
13	F	50	M	5	0.12					0.12		米・食物売り, 自動車運転(夫)
14	M	40	M	7	0.05					0.05		建築労働, 農業労働(妻)
15	M	45	M	8	0.08						0.08	村役場小使, 農業労働, 食料商(妻) 保険セールス(息子)

\*1) Mは男, Fは女。

\*2) Mは配偶者有り。

\*3) その他とは, 村役場小使の報酬として村長保有職田の一部を無償で借りているもの。  
水田借入の数字にカッコを付したものは, 親からの借入。

D集落に水田所有非経営世帯が多い理由は、これまでの家族・相続システムと結びつけた分析で、ほぼ理解できるであろう。直系家族や単系大家族を規範的制度とする社会であれば、上述の所有非経営世帯のかなりの部分が、所有経営世帯のカテゴリーに吸収されてしまうのである。

つぎに非所有経営15世帯の例を検討しよう。かれらのなかには将来水田相続を予定しているものが8世帯あり、うち6世帯は現に親の水田を借入して経営している。ただしかれら非所有経営世帯のすべてが将来水田を相続して所有経営者となるライフ・サイクル上の一過程にあるものではなく、また将来相続予定の水田規模は、いずれの例も非常に小さい。

15世帯の世帯別借入形態をみると表8のように、4種がほぼ同数である。そして現金賃借、*merapat* 小作の2形態がおもに他人からの借入形態であるにたいし、*serama* 小作はすべて親子の間でおこなわれている。表3-bにもどって借入形態別の水田借入合計面積をみると、ここでも現金賃借が優位をしめていることがわかる。

表8の各世帯例からは、非所有経営世帯の三つの主要なタイプを指摘することができる。第一は0.75~1 haとやや大規模な水田賃借をおこなっている2例(No. 1, 2)で、これはそれだけの賃借資金を用意できる相対的に経済力が上位の世帯である。第二は親の水田を*serama* 小作ないし無償で借入している5例(No. 5~9)で、経営規模は小さい。第三は、他人の水田を*merapat* 小作している3例(No. 10~12)で、さきにII章でのべたように、やや従属的で、農業労働者により近い存在である。以上のうち第二のタイプ5世帯に、親からの賃借と他人の水田の*mertelu* 小作を兼ねている1例(No. 4)をくわえた6世帯が、親子間で水田賃借をおこなっている事例である。

所有非経営の老人世帯の場合と異なり、水田を所有せずに借入している非所有経営世帯の場合、そのことを家族・相続慣行がうみだすライフ・サイクルのパターンから説明できる例は、以上のごとく一部分にすぎない。親がまだ所有する水田を経営している場合、子が水田の経営をおこなうためには他人から借入しなければならない。現に13世帯の所有経営世帯中には、水田の一部を子に貸出している例はひとつもない。また、親が所有する水田の経営から退いていても、同居家族がまだ多いため水田を他人に賃貸したい場合、他のきょうだいがすでに親の水田を借入している場合など、みずからは貸出をうけられないことがある。また夫婦とも親が水田をまったく所有しない例も、非所有経営15世帯中7世帯にのぼる。したがって、非所有経営世帯のあいだで、水田を家族関係の外部の他人から借入している例は、水田面積で計るなら、かれらの総借入面積の71%にのぼり、家族関係内部の賃借を量的に圧倒している(表9)。

表9 D集落水田非所有経営世帯の水田借入先別面積 (筆者の戸別調査による)

借入先	水田面積	
	ha	%
親からの借入	1.38	(25.7)
相続関係にない近親からの借入	0.18	(3.3)
他人からの借入	3.82	(71.0)
計	5.38	(100)

前章と本章をつうじた分析のとおり、この地域に見られる錯綜した水田の貸借関係は、二つの軸に沿って整理する。第一は、親子の生計が独立し生産上の共同単位も構成しないという家族様式が家族関係の内部に経済的契約としての水田貸借をもたらすことである。

類似の例が、水野浩一による東北タイ農村の研究 [1965: 22-34] にも見いだされるこの現象は、日本の直系家族（イエ、同族）や中国の単系大家族（宗族）のごとく、通世代的家族集団の持続的共同行為として農業がおこなわれる場合には、おこりえないものである。第二は、上記の家族関係内部の貸借においても時におこりうるものだが、現金による賃貸借が広くおこなわれることである。これは、農業生産上の制度であるとともに、村落部における主要な金融制度としても機能している。

以上の二つの特徴を通じ、水田の貸借は随意に形成される二者間の経済的取引としておこなわれ、地主・小作制に典型的に見られるような経済外の保護・従属関係を伴わない。またこの水田貸借関係においては、近親と他人との区別がきわめて相対化される。ジャワの農業はしばしばその零細性をもって特徴づけられるが、面積規模において零細であることと同時に、社会的には農業をおこなう単位が零細である。親と既婚の子の間、あるいは既婚のきょうだい間には、水田の所有や農業生産のための incorporate な関係が組織されず、それぞれが独立の経済行為の単位として分立している。この点については次章でふたたび相続慣行の面から分析をおこなう。また、親と同居する未婚の子の間でさえも、生業の種類がそれぞれ異なり、生産上の協同がおこなわれないことが多い。この点については、V章で農業外諸生業手段を論ずるさいに、ふたたびふれることになる。

#### IV. 家族関係と相続慣行

前章では親子間の水田貸借の事例を検討し、子が老いた親の近隣に住み農業経営の意志をもつ場合、親の水田を借りる可能性はかなり大きいとのべた。だが、これは将来の相続権の事実上の事前行使であるとは限らない。ジャワ人社会の相続慣行は、男女をとわぬ全子に、父ならびに母の財産および父母共同の財産にたいする平等な権利

を認めている。したがって結果的には均分相続がおこなわれることになり、水田にもこの方式が原理上等しく適用される。したがって、複数の子のうち特定の一人ないし数人だけが親から水田を借りている場合、かれらは借入した水田をそのまま将来相続できるとは限らない。

D集落の所有非経営世帯の場合、全相続予定者が親の水田を分割して借入している例はなく、3例では子のうち1人だけが借入している。他の1例では5人の子のうち3人が、親の水田0.5haを面積比2:1:1にわけて借入、もう1例では親の水田0.25haを、8人の子のうち6人で借入している。この場合、水田を6等分はせず、2等分して各人が3収穫期ごとに1回交替で経営する。いずれの場合も、将来相続時には水田をいかに分割するかが、改めて問題になるのである。

前章で、親から子への水田貸出しを規定する主たる条件が親の生計の維持にあり、incorporation 内部の共同行為ではないことを論じた。他方、親の死亡によって現実化する相続は、相続権者たる子どもたちそれぞれの生計維持のため相互間でおこなわれる取引であり、原理上親が関与する問題ではない。実際、D集落の水田所有者たちに、将来水田をどのように相続させるかを問うと、「先のなりゆきしだいだ」、「子どもたちがきめることだ」、「政府（具体的には村役場、郡役所のこと）がきめることだ」という答が多数にのぼる。

伝統的社会から近代社会への発展を論じる社会科学上の古いパラダイムでは、伝統的=集团的、近代的=個人的という図式が常套的にもちいられる。この図式のもとでは伝統的相続制度分析の強調点が、集団としての共有財、集団としての生業行為の一貫性に向けられる。たとえば Coulanges は古代ギリシアの相続原理を「財産は不動産であり移り行くのは人間である」という点に求める [1967: 118]。人はつぎつぎに生まれ死んでいくが、家族集団とその財産は、祖先祠への礼拝とともに、なんら時間の変化に影響されず持続するというわけである。川本彰は、同様の観念が「生きかはり死にかはりして打つ田かな」の一句により簡潔に表現されていると指摘している [1978: 51]。だがジャワ人社会では、都市の富裕な伝統的商人層もふくめ、単系大家族や直系家族の連鎖による超世代的親族集団は形成されない。富裕な家族の場合、すべての子が親の死後それぞれ生計を維持できるように、財産をうまく分割しやすいようにと親が心を配ることはあるが、相続は端的に親子間、きょうだい間のパーソナルな行為であって、個人的関係を超越してイデオロギー化された家産・家業の継承・維持の問題ではない。

したがって現実のプロセスを見ると、相続という相互行為は、きょうだい間の取引

を主体とし、時に親の情緒的配慮が関与して形成されていく。この取引を円滑に実現するもっとも実際的な方法は均分なので、結果としていかに財産を均等に分割するか、多くの努力が注がれる。水田も、原理上は均分相続の対象にふくまれる。にもかかわらずそれは、つねに自由に分割できるものではない。この矛盾に対処するために、人びとはさまざまな方策を編み出している。まず最初にとる方法は一枚の水田をさらに分割することである。オランダ支配下の1915～1942年の間、オランダ人が私営するGawok タバコ会社の実質的管理下にあったD村と周囲の4カ村では、会社の手で画一的な耕地創出と整理がおこなわれ、現在にいたるまで一枚(1 *patok*)の水田の面積はほぼ0.25 haである<sup>13)</sup>。だが最近では均分相続のため一枚の水田を真中の細い畦によって二分する例が徐々にふえている。

水田をこのように細分しても、なお全子に均分するにはたりないことも多い。こうした場合にとられる方法は3種ある。第一は、水田を相続したものが、相続できなかったきょうだいに、収穫ごとに相応な量の米を与える方法、第二は、名義上の相続者と、相続をうけなかったものが、一枚の水田を収穫期ごとに交替して順番に経営する方法である。この2種の方法は、相続権者たるきょうだいたちが生きている限りつづくもので、そのつぎの世代でどうなるかは個々の事例ごとの事情にまかされる。第三は、水田を相続したものが、相続しなかったものに権利に見あう額の土地代金を払う方法であるが、先に述べたように水田の市価はきわめて高額なので、両者間の交渉で支払い能力に応じた金額がきめられることになる。この交渉成立が困難な場合には、水田をすべて売却して代金をきょうだい間で分けることもある。

このほか少数であるが、きょうだいのなかですでに抜きんで豊かなものが相続権を放棄し、他の経済力の弱いきょうだい間で水田その他の財産を均分することもありうる。また、親が豊かで水田以外に、精米所、自動車、余分の宅地など収入源になりうる財産をもっていれば、これらを総体として均分し、水田自体は全子に均分しないで特定のものがとることも可能である。ただしこうした方法は、事例として少数であり、また、親の死後のきょうだい間の話しあいでは一致にいたらないことが多い。したがって法や経済の知識をある程度有し、子どもたちへの調停者としての權威もっている親が、まだ健在なうちにイニシアティブをとって、財産を子どもたちに分割してしまう場合に、こうした相続方法が可能になる。水田の相続をめぐるきょうだい間の取引は、時に対立抗争に発展する。親の側は子の間の将来の争いをおそれて、予防

13) 村役場の土地税(IPEDA)台帳によって、D集落住民がD村内に所有する水田の一枚あたり実測面積を見ると、2,100 m<sup>2</sup>-2,900 m<sup>2</sup>の範囲に分散しており、平均は2,447 m<sup>2</sup>となる。

措置として事前に相続に介入するのである。

以上のように相続はそれ自体が個人間の取引のプロセスであり、また結果として水田の細分化を進めることにより、さきの各章で論じたような農業経営における小単位間の微細な相互取引の束をつくり出す与件ともなる。また水田の所有に村などの単位をもってする地縁的規制はないので、親の住む村をはなれ遠く隔った都市に住むものも相続によって水田を取得し、農業をめぐる社会関係は地理的に広く拡散していく。

ところで、以上にのべたように、すでに一応の財をなしみずからの力で水田を購入所有しているものが、他のより貧しいきょうだいのため水田相続を放棄するといった少数の例を伴いつつも、全般に水田の均分相続が進行していくとすれば、農地の所有・経営規模は幾何級数的に零細化していくことになる。国民経済の観点からすれば、この事態はきわめて好ましくないことと理解されるのがふつうである。またエコロジーと人口学の観点からも、Geertz [1963b] が“agricultural involution”, “shared poverty”といった語をもちいて論じたように、事態の否定的側面が強調される。筆者は、こうした観点からの理解がもつ一定の有効性を承認するものではある。しかし本論では、均分相続による零細化が、ジャワ人のおかれている社会的・文化的コンテキストのもとで経済取引上「合理的」におこなわれる選択の結果にほかならないことを、とくに強調したいと思う。

これまでの論述からあきらかなように、経済行為は伝統的、固定的に組織されたなんらかの社会制度にしばりつけられてはいない。それは「富者の寛容」の社会的利得をもふくめ個々人の利得を最大化するための無数の取引の連鎖のなかに実現されている。経済生活の特徴は、たえず現状にあわせて姿を変えられる可撓性にあり、新たな事態、伝統と矛盾するような外部からの制度的規制にも、構造を変えることなく適応してしまう。

たとえば、20世紀初頭から1942年の日本軍の侵入までの間、政府（スラカルタ侯領主 *Susuhunan*、オランダ政庁および現場におけるオランダ人農企業）は、水田耕作権の相続者を男子に限り、また耕作権の単位である水田2枚 0.5 ha (1 *stat*) の分割を禁止した。このため長男を主とする男子一子相続がふつうにおこなわれていた。この時期は、表10に見るように、日本の例よりかなり遅れて19世紀に始った人口の急増の結果、人口と耕地のバランスが崩れつつあった時期である。したがって上記の法制は水田の細分化を防ぐ効果を、意図的にか結果的にか、もっていたようにも見える。ところが、水田の男子一子相続制がかなりよくおこなわれた理由は、法制それ自体以外の事情に帰せられる。村びとたちの語るところでは、当時の人びとは必ずしも水田耕作

表10 スラカルタ、ジャワ、日本の人口変化

	スラカルタ地方	ジャワ	日本
	千人	千人	千人
1815	—	4,615	—
1845	505	9,461	(1846) 26,912
1875	851	18,335	35,316
1905	1,593	30,098	46,620
1930	2,564	41,718	64,450
1961	3,957	62,993	94,287
1977	5,024	87,076	114,154

## 〔出典〕

1. スラカルタ地方およびジャワ 1815-1930年, Widjojo Nitisastro, *Population Trends in Indonesia*, Cornell University Press, 1970: pp. 5-6, Table 1.
2. 同1961年, *op. cit.*: Appendix I.
3. スラカルタ地方 1977年, *Population of Java-Madura, Mid of Year 1977*, Jakarta, Biro Pusat Statistik, 1978: Table 1.
4. ジャワ 1977年, *Statistical Pocketbook of Indonesia 1977/1978*, Jakarta, Biro Pusat Statistik, 1978: Table II. 1. 1.
5. 日本1846年, アイリーン・B・トイバー, 毎日新聞社人口問題調査会訳, 『日本の人口』毎日新聞社人口問題調査会, 1964: p. 24, 表3。
6. 同1875-1961, 『日本統計年鑑』昭和52年版: pp. 10-11.
7. 同1977年, 『日本国勢図会』1978: p. 60, 表5-1.

者になることを望まなかった。保有する水田の1/2をタバコ会社のためのタバコ栽培にあて、さらに会社と政府のために重い労役の提供を義務づけられる水田耕作者よりも、タバコ工場やオランダ人家庭で働くことが好まれたのである。ジャワにおける水田の均分相続慣行は、いうまでもなく子に親の水田を相続する潜在的権利を与えるのみで、水田の相続を義務づける家産・家業の観念を伴うものではない。したがって、他のきょうだいが耕作権相続を望まない限り、男子一子相続といえどもジャワの相続慣行と矛盾するものではない。

また複数のきょうだいが親の水田の耕作権相続を、各自の生計のために必要とする場合には、名義上男子一子のみが相続し、実質的にきょうだい間で共に水田を利用するさまざまな便法がつくり出された。さきにふれた収穫分与、順番耕作、代償金支払いなど、D村に現在見いだされる相続上の便法は、こうした過去の経緯のなかで普遍化したものと考えられる<sup>14)</sup>。

独立後、水田についてのこうした法制は廃絶された。それでもなお、しばらくの間、

14) Selosemardjan による Yogyakarta 地方の社会変動の研究 [1962: 224-225] も、同様のことを指摘している。



表11 D 集落水田所有世帯の水田入手方法と入手規模  
(筆者の戸別調査による)

水田入手方法別	世帯数	平均相続規模	平均購入規模
相続のみ	19	0.52 ha	0 ha
相続と購入	1	0.50	1.25
購入のみ	3	0	0.50
職田占有	2	0	0

水田の名義上の最小相続単位は、水田2枚0.5haであったようである。表11にみるように、D集落の水田所有25世帯のうち、20世帯が水田を相続しており、その平均相続面積は0.52haである。またかれらのうち相続時の状況を知りえた14世帯を見ると、8例では女子は排除されて男子のみが水田を相続し、そのうち2例では、さらに他

の男きょうだいを排除して長男のみが水田を相続している。一方かれら現在の水田所有者に、子どもたちへの将来の水田相続方法を問うと、答のえられた15世帯中、女子を排除しているのは1例もなく、すべて均分ないし将来のなりゆきにまかせると答えている。また将来水田相続を予定している15世帯中(表12参照)、相続予定者が妻であるものは7例に達し、水田の男女をとわぬ均分相続が、実践上まったく普遍化していることがわかる。

D集落において、職田を占有する村役人を除いた水田所有23世帯は、統計で12.5haの水田を所有しており、子どもの数は合計104人(世帯平均4.5人)である。104人のうち3人は、すでに相続をうけているか、すでに自力で富を築き、あきらかに将来の相続を放棄しており、一方23世帯中7世帯では、今後まだ1~2名の子が生れる可能性がある。ともあれ、12.5haを104人で分割するなら、一子平均0.12haを将来相続することになる。夫婦それぞれが親から水田を相続するとすれば、将来の1世帯は平均0.24haを所有するものと推計される。しかし、D集落内で水田所有世帯と今後親からの相続を予定している世帯の合計は38世帯(49.4%)であり、水田所有家族と非所有家族が異なる社会層にわかれ相互に通婚しないといった傾向もないので、夫婦がともども水田を相続する可能性は、およそ33%しかないことになる。

したがって、現在では世帯別水田所有規模がモード、中間値、単純平均とも、0.5

表12 D 集落水田非所有世帯の相続可能性  
(筆者の戸別調査による)

世帯タイプ別	総世帯数	将来水田相続可能な世帯
非所有経営世帯	16	8
農業労働を主とする世帯	5	0
農業労働を副とする世帯	12	3
非農業世帯	19	4
計	52	15

ha 前後であるにたいし、つぎの世代では、これよりはるかに小さな面積がモードになることは、あきらかである。現在ではまだ少数の 0.12~0.25 ha 所有世帯は今後増加するだろうし、その水田を名義上相続をえられなかったきょうだいと共同で利用する世帯もふえるであろう<sup>15)</sup>。現在とくに水田の全子均分相続による零細化が進行している理由は、伝統的相続慣行一般に求められるものではなく、以下にあげる現在の経済的諸条件に留意しなければならない。

第一は、とくにグリーン・レボリューションが進んだ1970年代に水稻耕作の収益が高まり、たとえ規模がごく零細であっても水田をもっていることの経済的意義が、ますます大きくなっていることである。したがって第二に、村落部には農業以外のさまざまな収入の機会があるにもかかわらず、水田相続を放棄しうるほど有利な他の生業形態は、ほとんど存在しない。第三は、現金賃借制などによって農業経営の手間、家族労働力の有無、経済外の社会的義務などにわずらわされることなく、水田を収入源としうることである。第四は、兼業が広く常態化しているため、零細な水田所有も家計の一部として意味をもちうることである。このことは一見、上述の第二の条件と矛盾するようだが、両者は相補的關係にある。農業外のさまざまな生業形態に容易に接近しうるため、零細な農業経営にいきづまって、自ら進んでか状況に強いられてか、水田を手ばなすことは起りにくく、しかも第一、第三の条件とも関って、水田の相続の放棄を許容しうるほど明白に有利な他の職種は存在しない。

以上論じたごとく、相続実践についての分析の出発点もまた、時々の諸外部条件のもとで当事者間の取引が何を傾向的に結果するかに求めねばならず、歴史的に持続する制度的慣行一般に原因を帰するのみでは、まったく不十分である。

## V. 兼業の構造

本章では最後に、広汎に存在する非農業職種について論じ、分業の深化、個人ごと世帯ごとの兼業の一般化が、ジャワ人の社会関係の特質と大いに連関していることをあきらかにする。

これまでの各章では、D集落の人びとの経済生活を農地と農業に関する側面にかぎって考察してきた。ところが総計77世帯のなかには、水田を所有せず借入経営もしていない世帯が36世帯(46.8%)あり、うち29世帯(37.7%)は将来水田を相続する可能

15) ジャワで世帯あたり 0.1-0.2 ha 程度の水田所有規模がふつうになっていることは、注7に掲げた Stoler [1975,] Masri and Penny [1976] 等の報告にうかがえる。

性ももたない。かれらがもし農業から収入をえようとすれば、唯一の途は日雇の農業労働である。しかし、この36世帯のなかに、日雇農業労働のみで生計を維持している世帯は1例もない。

この地域における男子日雇農業労働の主要なものは、牛、水牛をもちいた水田の耕起である。しかし家畜とスキ・マグワを所有しているのは、所有経営1，所有非経営2，非所有経営3の6世帯のみであり、上記36世帯中に耕起労働で収入をえるものはない。田植・稲刈は女のみのごとであるが、田植は村内の他集落に住む特定少数の女子日雇労働者にもっぱら請負われており、D集落にはこれをするものはいない。耕起・田植が少数のものに専門化しているにたいし、稲刈には村内多数の女子が参加する。伝統的慣行により稲刈には原則として誰でも参加でき歩合給をもらえるので<sup>16)</sup>、相対的に豊かで社会的地位の高い世帯を除く多くの女子の収入源となっている。

しかし、36世帯中19世帯はもっぱら農業外の職種のみで、一応生活を支えうる収入をえており、その女子が稲刈に参加することはまれである。他の17世帯では女子が稲刈によって得る収入が生計の一部として重要であるが<sup>17)</sup>、うち11世帯では男子が農業以外の職種のみで収入をえており、農業収入<sup>18)</sup>は女子からのみもたらされる。残る6世帯では男子も日雇農業労働をするが、上述のように耕起を除いて男子にも可能なしごととは、苗代づくり、苗取り、畦の手入れ、草とり、肥料散布などマイナーなものに限られ、耕起、田植、稲刈を他人の賃労働に依拠するのがふつうである多数の農業経営者も、こうしたしごとはみずからおこなう可能性がより高い。したがってこの6世帯は、農業に限らず、物の運搬、家屋の小修理、家内の雑事の手伝いなど、賃金がえられれば何でもする日雇労働者である。

表13に見るとおり、非農業職種の収入にたよることの多いのは、上記36世帯のみではなく、水田所有および借入経営の40世帯にもいえることである。しかもそれは、水田を所有しない世帯や所有規模の小さい世帯のみに見られる現象でもない。第II章でふれた所有経営世帯中とくに所有・経営規模の大きい3世帯の場合を見てみよう。うち1例は、職田として水田をえている村書記で、非農業収入はない。しかし、他の1例は集落のみならず村内でも最大の店舗をもち、雑貨、肥料、農薬を商う。もう1例は、建築請負業を営み大きな収益をあげている。他の水田所有経営世帯のなかでも少

16) 稲刈の伝統的慣行については、筆者の別稿 [1978: 379-381] に詳しく論じられている。

17) この地域では、稲の収穫は特定の時期に集中せず、年間をつうじ分散しているので、収穫労働を主業とする女子労働者も存在する。

18) 本論で一般に農業収入とは、農地地代収入、農業経営収入および日雇農業労働収入のいずれかをいう。

表13 D集落における農業収入と農業外収入の世帯別構成  
(筆者の戸別調査による)

世帯タイプ別	世帯数	Aのみ	A > B	A = B	A < B	Bのみ
所有経営世帯	13	4	5	4	0	0
所有非経営世帯	12	4	2	2	4	0
非所有経営世帯	16	2	2	7	5	0
農業労働を主とする世帯	5	0	5	0	0	0
農業労働を副とする世帯	12	0	0	1	11	0
非農業世帯	19	0	0	0	0	19
計	77	10 (13.0%)	14 (18.2%)	14 (18.2%)	20 (26.0%)	19 (24.7%)

A: 農業収入      B: 農業外収入

表14 D集落における農業外職種\*)  
(筆者の戸別に調査による)

職種別	所有経営世帯	所有非経営世帯	非所有経営世帯	農業労働を主とする世帯	農業労働を副とする世帯	非農業世帯	計
雑貨店・飲食店	1	1				5	7
市場・道端の商い	2	3	9		9	8	31
中古品売買周旋						1	1
裁縫						1	1
収穫請負米商人	2					1	3
建築請負	1					1	2
建築労働	2	1	2		7	3	15
牛車ひき	2	1	1			4	8
馬車屋			1				1
輪タク運転			1			1	2
自動車運転			1			1	2
自動車助手						1	1
村内非農業日雇			1	5	6	1	13
占師、霊的助言者	1		1				2
自動車修理工					1		1
精米所職員						1	1
保険セールス	1						1
学校教師	1						1

\*) 合計欄により、各職種に従事する総世帯数がわかる。個々の世帯はしばしば複数の職種に従事するので、職種間にまたがる重複がある。

なくとも4世帯は、収穫を請負う米商人 (*penebas*)、衣料商、大工として、村の標準からすればそれだけでも一世帯の生計をまかないうる収入をえている。

一方、農業収入のみという10世帯のなかで、60歳未満の男子を世帯主にもつのは2例にすぎず、第Ⅲ章でふれた水田所有非経営世帯の場合と同様、老人世帯が多い。農業外兼業は、農業収入を補う補助手段という以上に、村の大半の人びとのくらしのな

かに定着しきっているのである。

農業外の収入をもたらす職種にいかなるものがあるかは、表14にしめされる。もっとも従事世帯数が多いのは、市場や道端で米、野菜、香料、肉その他の食料品、調理した食物、菓子、飲物、衣料品などを売る零細商人で31世帯、これに雑貨店、食堂経営および中古品売買周施をくわえ、重複を除くと、37世帯、48.1%が商業にたずさわっている。商業にたずさわるものの多くは、世帯中の女子である。

D集落は郡内3カ所の定期市場のひとつに面しているので、商業従事者の比率はとりわけ高い。だがこのことからD集落を例外的に商業に特殊化したところと見るのは誤りである。D集落傍の市場から半径5km以内には、別の5カ所の市場があり、D集落の住民のなかには、それらの別の市場へ売買のため出かけていくものも多い。D集落傍の市場にやってくる物うりは、周辺のさまざまな村からやってくる。人口密度が高く市場が稠密に分布するKlaten—Solo地域では、どこの村に住んでいても零細な商いの場に不自由することはない。

村びとのなかには、日ごとに現金収入をえて、すべての必要なものを買う世帯が多い。水田を所有するものも、すでに見たように簡単に水田を賃貸して現金化する。農業経営者のあいだでも、収穫とその後の乾燥、脱穀等の手間を惜しんで、収穫の数日前に稲を村内の零細な米商人に売ってしまい、自家消費分はあらためて毎日市場で買うものが少なくない。また乳幼児をかかえる若い母親を除いて、家事、育児に専念する女性はまれであり、とくに全員がしごとに追われる貧しい世帯ほど、調理の手間を惜しんで食事を道端で商人から買ってすませることが多い。農業が零細で専門性が低いと同じく、商業も特定少数のものに専門化せず、きわめて零細な規模で多くのものに担われる。

商業について多いのは、建築労働の15世帯である。かれらのほとんどはSolo市へ日帰りを通う。市まで15kmと自転車を通える距離にあるため、かれらは毎日家族のもとに帰れるのだが、Soloにしごとがない時は、遠く州都Semarang(100km)、首都Jakarta(600km)まで出ていくこともある。また牛車ひき8世帯はおもに村周辺とSolo市の間で、物資の運送にたずさわっている。その他の職種は多様だが、ほとんどが伝統的な職種で、近代的な工場、オフィスにつとめるものはない。またほとんどが、自営、日雇いであり、常勤で月給をえているものは、精米所職員1、学校教師1、自動車運転手2のみである。

青年層では農業外の職種に依存する程度はさらにずっと大きい。表15に、D集落に住む15～29歳の全青年81人の職種ないしは在学職種別をしめた。農業経営ないし農

表15 D集落青年(15~29歳)の就学・就業状況  
(筆者の戸別調査による)

	男		女		計	
	人	%	人	%	人	%
在学	17	(45.9)	6	(13.6)	23	(28.4)
大学	1		2		3	
高校	10		2		12	
中学校	3		1		4	
小学校	3		1		4	
農業	3	(8.1)	8	(18.2)	11	(13.6)
非農業	13	(35.1)	18	(40.9)	32	(39.5)
家事	0		8	(18.2)	8	(9.9)
無職	4	(10.8)	4	(9.1)	7	(8.6)
計	37	(100)	44	(100)	81	(100)

〔男子非農業職種〕

建築労働	5人
牛車ひき	3
村内非農業日雇	2
保険セールス	1
学校教師	1
病院職員	1

〔女子非農業職種〕

市場・道端の商い	15人
裁縫	1
工員	1
女中	1

業労働にしたがうものは11人で、この青年層中、在学者を除いたもののなかでは19%、在学者をふくめた総数にたいしては13.6%と少ない。11人中8人が女性であるのはさきに見たように、女性の方に日雇農業労働の機会が多いからである。

青年の間で、農業にたずさわるものがとくに少ないという事実は、ふたたびジャワ社会における家族の特質と関っている。親と同居していようと、すでに結婚し住居も別になっていようと、親の水田を相続できるのは、はるか先の不定の未来である。また、相続できたとしても、それがどのくらいの規模になるかは、その時に残っているきょうだいの数、それぞれの居所、経済力が関って、およそ明確でない。要するに、30歳前の青年にとって、将来自分が農業経営者となるかならないか、どのような規模を経営できるかはっきりした見通しはつけ難い。したがってかれらは、農業分野外の職種に向かうことになる。

こうしたことを如実にしめすのが、以下に描く一人の青年の例である。かれは工業高校を中退し、現在 Solo 市に通勤して自動車修理工をしている。かれの父は 0.75 ha の水田を所有経営しており、かれ自身は5人きょうだいの第二子であって、兄は海を渡ったカリマンタンで学校教師をしている。かれに将来の希望を問うと、自動車修理のしごとをずっとやっていきたいという。都市で働くのと農業と、どちらが好き

かと問うと、ほんとうは他人に雇われて働くより農業がすきだが、それは自分でせめて0.5 haの水田を所有できたらの話で、父の水田をいつでもだけ相続できるか、自分にはわからないという。だからかれは現在の都市でのしごとを選択している。

かれが将来農業経営者になるか否かは、さまざまの偶然に規定されており、全く不確定である。その最大の原因は、満足しうるほどの収入をもたらすだけ水田を所有する確かなみこみがないことである。そしてその理由は、一般的には農地にたいする人口の過剰にあるが、より特殊には、親が子のうち一人を選んで農業経営の後継者にするような制度が家族・相続の慣行のうちに存在しないことに求められる。

かれの父は、この地域ではやや上位の規模の水田所有者である。しかし一応くらしを支えるに十分な生産手段を所有するこの家族の場合もふくめ、ジャワ人の家族は、財貨と労働を共同的、超代的に統制・管理する生産組織ではない。父の農業経営は父の問題であり、家産を維持するための家業といった社会的観念は存在しない。平等の権利をもつ子どもたちが、親の財産を将来どのように分割して各自の生計の基礎とするかは、制度上、子の問題であって、親が関与することがらではない。

1978～79年の第二回調査時にしばしば目にした、以下のような一見やや皮肉な現象も、経済活動における親子関係の非連続性という構造的特徴を反映するものである。最近いくつかの技術的条件に規定されて、日雇農業労働力の供給は以前ほど豊富ではない<sup>19)</sup>。耕作をもっぱら日雇労働者に依存する相対的に経営規模の大きい農業経営者は、以前よりは労働力の確保に苦勞し、そのため耕作のペースが若干遅れることすらある。ところが、労働力の不足を嘆く当の経営者の家では、息子である20代の元気な青年が、なにもせずにおらぶらし、「自分はいましごとがなく失業中だ」と語ることがある。こうした青年もまた、相続により安定した農業経営者になる確かなみこみはないので、農業外の生計の途を求めており、父のしごとを手伝うことは、当面の暇つぶしにこそなれ経済的に無意味なのである。

青年層の脱農業現象は、公教育やマス・メディアの浸透にともなう都市志向、専門技能職、ホワイト・カラーへの志向にも結びついている。日雇の農業労働者よりは、どんなしごとでも都会で働く方がよいという心理的傾向は、経済的地位に関らず青年全般に存在する。だが村の青年が、農業経営者になること自体を嫌うものでないことは、上述の自動車修理工の例から、また県役所がおこなう村役人欠員補充の公募に、多くの高校卒、大学卒の青年が殺倒することからもわかる。

19) その技術的理由としては、二期作から三期作への全面的移行による年間労働力総需要の拡大、農業散布の効率化を目指すブロックごと同一品種一斉植えつけの部分的開始、都会での土木・建築の盛況などがある。

以上のべた非農業職種への高い依存度は、第IV章にみた相続時に水田を均分する強い傾向と、一見矛盾するように見える。だが、すでにさきの各章であきらかにしたように、水田の所有と農業経営は容易に分離しうるものである。水田の生産性が高いため、地価や賃借料は高額であり、他の職種にしたがっているものでも、相続権は放棄し難い。また、他の職種自体が、多く零細で不安定であるため、現在農業に目を向けない青年たちが、将来水田を相続し、副業としての零細農業経営者になる可能性は、かなり大きいと見なければならぬ。

D村には、農業・非農業の両分野にまたがって、非常に多くの細分された生業形態が存在する。これを一般的に分業の深化・多様化とよぶこともできる。だがこれは、各人また各世帯がそれぞれ一業に特殊化するような分業形態ではない。各個人は、同時に数種の職を兼業したり、一生涯のあいだでいくつもの異なる職を経験する。また一個の世帯をつくる家族のなかでも、一業を共同して担う生産組織は形成されない。伝統的家族システムにおける個人中心性、世代間の非連続性は、こうした状態を結果する、ひとつの重要な社会学的与件となっている。

## おわりに

本論でとりあげた中部ジャワ村落の経済生活が、第I章にしめたバス運送業のモデルと同様の社会的コンテキストのなかに営まれていることは、これまでの考察によってほぼあきらかにしえたと思う。異なった社会的コンテキストの下では、家族労働力の incorporate な組織化に依拠する専業自営農家、専業の諸職、諸商によって担われるのと同量の経済活動がここでは細分化された微小な諸単位への権利と作業の分割、および単位相互間の取引の極大化によって実現されている。また兼業が普遍化している事態は、各単位にわりあてられた権利や作業が一個に限定されず、また通時的にはたえず変化することと、把握することができる。また以上のことから、ジャワ人の社会関係の特徴は、個人ごとの広い社会的ネットワークの存在を前提にし、そのなかで微細な二者間取引を極大化するシステムに求めることができよう。

なお以上の考察は、もっぱら外部から観察された経済生活上の諸行動がしめす統計的傾向性にもとづいている。Barth による transaction 概念の提起から10年を経て刊行された論集 [KAPFERER 1976] 中の諸論がしめすごとく、取引ないし transaction という概念は、観察可能な行動のみならず、当事者が相互行為に付与する意味の領域をも包含する。このことを思うなら筆者の意図する transaction 概念によるジャワ人



社会分析の作業にとって本論がようやくその半ばにいたるものでしかないことは言を俟たない。

たとえば、ジャワ人自身は本論に見たような個人の社会的ネットワーク、微細な相互取引の束といったことを、当然にもみずからの社会像として意識はせず、それをしめす語彙ももたない。ジャワ人が人の間に結ばれる相互関係の範型として多用することばは *gotong royong* であり、それは利害を無視した相互の助け合いを意味する。本論にあげたさまざまな取引も、多くはこの *gotong royong* の概念によって語られ意味付与される。Barth [1966: 4] は transaction 的関係の対極にある関係様式として、利他主義 (altruism) をあげている。ジャワにおいて transaction が利他主義のイデオムによって言語化されるという事実は、はたして表現と実体の乖離をしめすにすぎぬものであろうか。本論は、ここに示唆されるような意味の領域の諸問題の発展を意図するひとつの基礎的考察である。

## 謝 辞

本論の資料をえたジャワでの調査にあたっては、多くの方がたおよび機関から御援助をいただいた。インドネシアでお世話になった、D村とその周囲の住民の方がたをはじめとするあまりに多くの方々の御名前をここにあげることにはできないが、とくに1980年に急逝されたインドネシア科学院前社会・人文科学担当副議長 Prof. Harsojo 氏にたいし謝意とともに哀悼の意を表したい。また D村に同行した Sudhana Astika, Yulihartono, Sudarto, Djarot Srijanto の各氏の援助なしには、この調査は実現しえなかった。

第一回の調査の際には米国のハーヴァード・イェンチン研究所、第二回の調査の際には、トヨタ財団およびユネスコ東アジア文化研究センターからの資金援助をいただいた。後者については、それぞれ「稲作村落の国際比較」、「年中行事とライフ・サイクル」という二つの研究プロジェクトの一環として調査が実現したものであり、両団体および、それぞれのプロジェクトの代表者である口羽益生、中根千枝両先生に深甚な謝意を表したい。

本稿の素材となるものは、1979年5月に京都でトヨタ財団の助成によって開かれたシンポジウム A Comparative Study of Paddy-Growing Communities in Southeast Asia and Japan で発表し、前田成文、Dr. S. Budhisantosa 両氏をはじめ、参加者の方がたより貴重な御意見をいただいた。また transaction の問題の考察の過程では大塚和夫氏との討論をつうじ、多くの示唆をうけた。

以上ここにしるして、心から感謝したい。

## 文 献

Barth, Fredrik

1966 *Models of Social Organization*. Royal Anthropological Institute Occasional Paper No. 23.

- クーランジュ, フェステル・ド  
 1967 『古代都市』 田辺貞之助訳 白水社。
- GEERTZ, Clifford  
 1963a *Peddlers and Princes: Social Development and Economic Change in Two Indonesian Towns.* Chicago and London: The University of Chicago Press.  
 1963b *Agricultural Involution: The Processes of Ecological Change in Indonesia.* Berkeley, Los Angeles and London: University of California Press.
- 加納啓良  
 1979 『バグララン, 東部ジャワ農村の富と貧困』 アジア経済研究所研究参考資料272。
- KAPPERER, Bruce (ed.)  
 1976 *Transaction and Meaning: Directions in the Anthropology of Exchange and Symbolic Behavior.* ASA Essays in Social Anthropology, Vol. 1. Philadelphia: ISHI.
- 川本 彰  
 1978 『<sup>ファミリー</sup>家族の文化構造』 講談社現代新書。
- KUCHIBA, Masuo and Leslie E. BAUZON  
 1979 *A Comparative Study of Paddy-Growing Communities in Southeast Asia and Japan.* (『稲作村落の国際比較, 東南アジアと日本における稲作社会の近代化過程の基礎研究』) トヨタ財団助成研究報告書Ⅲ-006。
- MASRI Singarimbun dan D. H. PENNY  
 1976 *Penduduk & Kemiskinan, Kasus Sriharjo di Pedesaan Jawa.* Jakarta: Bhratara Karya Aksara.
- 水野浩一  
 1965 「東北部タイの米作農村における農地所有と家族の諸形態」『東南アジア研究』 3(2): 7-35。
- 森 弘之  
 1969 「ジャワ『土候領』の村落構造の歴史的変化」岸 幸一・馬淵東一編『インドネシアの社会構造』 アジア経済研究所, pp. 258-293。
- 中根千枝  
 1977 『家族を中心とした人間関係』 講談社学術文庫。
- PELZER, Karl J.  
 1945 *Pioneer Settlement in the Asiatic Tropics: Studies in Land Utilization and Agricultural Colonization in Southeast Asia.* American Geographical Society, Special Publications No. 29.
- 関本照夫  
 1976 「中部ジャワ農村の儀礼的食物交換——スラカルタ地方の事例より——」『国立民族学博物館研究報告』 1(3): 457-504。  
 1978 「農業をめぐる人のカテゴリーと相互関係——中部ジャワの一事例——」『国立民族学博物館研究報告』 3(3): 345-415。
- SEKIMOTO, Teruo  
 1979 *A Paddy-Growing Village in Central Java.* In Masuo Kuchiba and Leslie E. Bauzon (eds.), *A Comparative Study of Paddy-Growing Communities in Southeast Asia and Japan.* トヨタ財団助成研究報告書Ⅲ-006。
- SELOSOEMARDJAN  
 1962 *Social Changes in Jogjakarta.* Ithaca: Cornell University Press.
- SIEGEL, James  
 1969 *The Rope of God.* Berkeley and Los Angeles: University of California Press.
- STOLER, Ann  
 1975 *Some Socio-Economic Aspects of Rice Harvesting in a Javanese Village.* *Masyarakat Indonesia: Majarah Ilmu-Ilmu Sosial Indonesia* 2(2): 51-87. Jakarta: Lembaga Ilmu Pengetahuan Indonesia.